

## 診療所開設許可申請書（非医師（法人等）開設）の記載要領

事案	医師又は歯科医師以外の者（医療法人等）が診療所を開設する場合		
根拠法令	医療法第7条第1項、同法施行規則第1条の14第1項		
提出期限	事前（保健所との調整は余裕をもって）	様式	2
提出窓口	管轄保健所		
添付書類	1 敷地平面図 2 周囲の見取図 3 建物平面図 4 定款、寄附行為又は条例 5 麻酔科を標榜する場合は、標榜許可証の写（原本持参）  ※ 有床診療所を開設する場合は、本申請に加え、様式4-1-Aによる申請も必要		
提出部数	2部		
手数料	18,000円（保健所窓口にて現金納付）		

## 様式の記入要領

「開設者」	1 住所は、法人の主たる事務所の所在地を記載する。 2 氏名は、法人の名称及び代表者の職・氏名を記載する。 3 電話番号は、法人の主たる事務所の電話番号を記載する。
1. 診療所の名称	1 医療法に違反する名称でないこと。 ・原則として、開設者（管理者）の姓を冠し、次の範囲内の名称であること。 (a)診療所、(b)クリニック、(c)医院、(d)診療科目 ・原則として、地名を使用しないこと。 ・医療広告ガイドラインに抵触する言葉等は認められない。
2. 開設の場所	1 住居表示法が実施されている地域は、これによる。 「〇丁目〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。 2 住居表示法が未実施の場合、地番で記載する。 3 ビル内での開設の場合は、なるべくビルの名称と階数を記載する。 「〇×ビル〇階」 4 電話番号等は、開設する診療所の電話番号等を記載する。
3. 診療科目	1 医療法第6条の6、同法施行令第3条の2に規定されている診療科名を記載する。 （参考）「広告可能な診療科名の改正について」 （H20. 3. 31 医政発第0331042号厚生労働省医政局長通知） ※麻酔科を標榜する場合は、添付書類として、標榜許可書の写（原本持参）が必要である。

## 診療所開設許可申請書（非医師（法人等）開設）の記載要領

様式の記入要領	
4. 開設の目的	1 診療所を開設する目的を具体的に記載する。 2 定款、寄附行為等に基づき記載する。 (例) ・科学的でかつ適正な医療を普及する。(医療法人の場合) ・会社従業員の健康管理を目的とする。(企業内診療所の場合)
5. 維持の方法	1 診療所を財政的に維持する具体的な方法を記載する。 (例) ・社会保険診療報酬等による。(医療法人の場合) ・会社で全経費を負担する。(企業内診療所の場合)
6. 管理者（予定者）	1 管理者（予定者）の住所は、医師・歯科医師個人の住所地（住民票のある住所地）を記載する。 2 管理者（予定者）の、生年月日、医籍・歯科医籍登録年月日、医籍・歯科医籍番号は、医師・歯科医師免許証に記載された内容を記載する。
7. 従業者の定員	1 定員とは、開設者が定めた必要人員数（従事者数）のことである。 2 診療所においては、従事者数の法定基準（療養病床にかかるものを除く）はありませんが、医療を提供するに必要かつ適切な人員を確保するものとする。
8. 敷地面積	1 診療所にかかる敷地面積を記載する。(小数点第2位まで) 2 敷地とは、一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地である。
9. 周囲見取図	1 診療所の場所が明確に分かる見取図を添付する。(地図の写も可)
10. 建物の構造概要及び平面図	1 建物延床面積は、当該診療所建物の各階床面積の合計を記載する。ビル内診療所の場合、当該ビル建物の各階床面積の合計を記載する。(小数点第2位まで) 2 診療所面積は、当該建物の診療所部分の面積を記載する。(小数点第2位まで) 3 構造種別は、「鉄筋コンクリート」「木造」等を記載する。
11. 病床数	1 病床数は、大阪府と協議し、承認を得た病床数を記載するとともに、その承認を得た日付を記載する。
12. 歯科技工室の構造設備の概要	1 歯科診療所で、歯科技工室を設置する場合は、有・無のいずれかを○で囲み、「有」の場合は、その概要を記載する。
13. 定款、寄附行為又は条例	1 定款、寄附行為は代表者による原本証明が必要。
14. 開設予定年月日	1 診療所を開設する予定日(保険診療を始める日ではない)を記載する。

添付書類の記載要領	
敷地平面図	1 敷地部分が明確に分かるよう、赤線で囲む。
周囲の見取図	1 診療所の場所が明確に分かる見取図を添付する。(地図の写も可)
建物平面図	1 診療所部分が明確に分かるよう、赤線で囲む。 2 各室の用途を記載する。 3 洗面台等の固定物は実線で記載する。非固定物は点線で記載する。カーテンレール・ベッドは1床あたりの面積やプライバシーの確保状況

記載要領 2

診療所開設許可申請書（非医師（法人等）開設）の記載要領

	<p>況を確認する参考として点線で記載する。 （ただし、カーテンレール・ベッドの配置を変える場合でも、一部変更許可申請は求めない。）</p> <p>4 診療所部分が2階以上にわたる場合、各階の平面図を添付する。 5 床面積は、建築基準法による床面積を記載する。</p>
定款、寄附行為又は条例	1 定款、寄附行為は代表者による原本証明が必要。
その他	1 麻酔科を標榜する場合、標榜許可証の写を保健所で原本照合する。